

株 主 各 位

東京都中央区月島三丁目26番11号

株式会社 石井鐵工所

取締役社長 石井 宏 治

第150期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第150期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時20分までに到着するよう、折返しお送り下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日	時	平成28年6月28日（火曜日）午前10時
場	所	東京都中央区勝どき一丁目5番1号 中央区立勝どき区民館1階

会 議 の 目 的 事 項

報告事項

1. 第150期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第150期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

◎当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ishii-iw.co.jp/>）において、その旨掲載いたしますので、あらかじめご了承下さい。

(提供書面)

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業年度の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国経済の減速の影響などから輸出・生産面に鈍さが見られましたが、企業収益が高水準で推移し、個人消費も雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移するなど、景気は緩やかな回復基調を続けました。

このような情勢のもとで、当社グループは新たに三ヶ年経営計画を策定し、長期的・持続的成長を目指してスタートを切りました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は117億2千1百万円と前期に比べ28.4%の増収となりましたが、営業利益は、鉄構事業の落ち込みが大きく影響し、前期に比べ15.7%減の2億4千3百万円となりました。経常利益は為替差損の計上などにより、前期に比べ62.2%減の1億6千1百万円となり、親会社株主に帰属する当期純損益は、海外の工事遅延による損害賠償金を特別損失に計上したことなどにより、前期に比べ3億7千4百万円減の1億5千1百万円の損失となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の成績の概況は以下のとおりであります。

(鉄構事業)

当社グループの主要な顧客先である石油、電力、ガス業界及び重化学工業界の設備投資は、国内外において原油価格の大幅な下落の影響を受け、慎重姿勢が続きました。更に海外では、中国経済の失速が周辺の新興国へ波及したことなどにより、計画されていた案件が中止・延期されました。その結果受注高は58億6千万円と前期に比べ35.3%減となりました。

売上高は、海外工事が進捗したことなどにより、前期に比べ31.2%増収の103億9千6百万円となりましたが、営業損益は、海外において工事原価が高騰したことなどにより採算が悪化し、前期に比べ1億9百万円損失増の5億3千6百万円の損失となりました。

(不動産事業)

売上高は、賃貸収入が増加したことにより、前期に比べ9.8%増収の13億2千5百万円となり、営業利益も前期に比べ9.1%増の7億7千9百万円となりました。

売上及び受注の状況

セグメント別	売上高	受注高
鉄構事業	10,396 百万円	5,860 百万円
不動産事業	1,325	—
合計	11,721	—

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資総額は、3億5千1百万円です。主なものは、羽田地区再開発に伴う賃貸用倉庫建設投資であります。

③ 資金調達の状況

運転資金の効率的運用を行うため、総コミット金額40億円、コミット期間2年の貸出コミットメント契約を締結し、22億円の借入を実行しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第147期 (平成25年3月期)	第148期 (平成26年3月期)	第149期 (平成27年3月期)	第150期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
受注高 (百万円)	7,449	10,217	9,059	5,860
売上高 (百万円)	11,452	9,436	9,128	11,721
経常利益 (百万円)	1,098	1,133	426	161
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	656	646	222	△151
1株当たり当期純利益 (円)	17.81	17.55	6.04	△4.12
総資産 (百万円)	18,943	19,488	18,203	18,396

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アイアイダブリュー・エンジニアリング・カンパニー・センディリアン・パワード	千マレーシア・リングギット 500	% 100	各種貯槽、その他産業機械装置の製造販売
アイアイダブリュー・シンガポール・プライベート・リミテッド	千シンガポール・ドル 300	% 100	各種貯槽、その他産業機械装置の製造販売
アイアイダブリュー・タイ・カンパニー・リミテッド	千タイバーツ 6,000	% 100	各種貯槽、その他産業機械装置の製造販売

(注) 平成27年9月1日付で、当社の連結子会社であるイシイプラント建設株式会社を吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取りまく環境は、内外の諸情勢から見て、今後とも厳しい状況が予想されますが、基幹事業である鉄構事業の長期的・持続的成長への強固な基盤を確立することが当社グループの課題であります。

市場の縮小や案件の小型化傾向にある国内市場においては、営業本部と生産・技術本部との連携の下、重要取組案件への絞り込みを行い、資源を集中特化することにより、重要案件の必注と一定の利益確保を目指します。

海外市場においては、営業本部を強化し、より多くより広い案件情報の入手と戦略的取捨選択ができる体制を確立し、安定的な受注の確保を目指します。

また、競争力のある生産システムや施工技術を確立することにより、当社のものづくりの独自色を鮮明にすると共に、世界で活躍し、世界に役立つ技術革新を起こせる人材の育成を目指し、総合力向上に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

鉄構事業	各種貯槽、プラント類及び鉄骨、プール等各種鉄鋼構造物の設計から、製作、据付、試運転に至るまでの一貫したエンジニアリング
不動産事業	不動産の所有、売買及び賃貸

主要な製品	油 槽	浮屋根式タンク、固定屋根式タンク
	その他の貯槽	LNG極低温タンク、LPG低温タンク、PSコンクリート製低温タンク、高圧球形タンク、有水式・無水式ガスホルダー、高架水槽、サイロ、ステンレス製配水池、耐震性貯水槽、エアードーム工法による貯槽等
	化学工業用他機械装置	LNGサテライトシステム、中圧ガス発生装置、各種ガス発生装置、脱硫装置、余剰ガス燃焼装置等
	鉄骨及び各種プール	鉄骨、各種水泳プール（スケートリンク兼用）、各種スライダー（製品名：アドベンチャースライダー〈ウォータータイプ及びドライタイプ〉、アドベンチャーコースター）、擬似空間演出装置（製品名：ドリーミートンネル及びループファンタジー）、ウォーターパーク企画設計、その他遊戯・体育施設等

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

本 社	東京都中央区
国内生産・販売拠点	鉄構事業統括本部（東京都大田区）
海外生産・販売拠点	アイアイダブリュー・エンジニアリング・カンパニー・センディリアン・バハード（マレーシア） アイアイダブリュー・シンガポール・プライベート・リミテッド（シンガポール） アイアイダブリュー・タイ・カンパニー・リミテッド（タイ）

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
127名	2名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
127名	3名増	35.8歳	13.4年

(注) 使用人数は、就業人数であり臨時使用人は含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,056,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	704,000千円
株 式 会 社 三 重 銀 行	440,000千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
- ② 発行済株式の総数 37,840,000株
- ③ 株主数 4,383名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	3,653	9.90
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,616	7.09
石 井 鐵 工 所 取 引 先 持 株 会	1,304	3.53
石 井 宏 治	1,051	2.85
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,000	2.71
黒 田 康 敬	900	2.44
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	756	2.05
株 式 会 社 三 重 銀 行	702	1.90
野 村 ホールディングス株式会社	700	1.89
乾 汽 船 株 式 会 社	691	1.87

- (注) 1. 上記大株主には、自己株式（974,205株）は含まれておりません。
2. 持株比率は、自己株式（974,205株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 井 宏 治	アイアイダブリュー・エンジニアリング・カンパニー・センディリアン・バハード取締役社長 アイアイダブリュー・シンガポール・プライベート・リミテッド取締役社長
専務取締役	藤 本 豊	経営管理部長兼不動産事業部長
常務取締役	大 山 信 一	鉄構事業統括本部担当
常務取締役	石 井 宏 明	鉄構事業統括本部長
取締役	井 本 憲 邦	
常勤監査役	鈴 木 正 則	
監査役	木 藤 繁 夫	弁護士 森ビル株式会社社外監査役 東海旅客鉄道株式会社社外監査役
監査役	河 村 博	旭硝子株式会社社外監査役 同志社大学法学部教授

- (注) 1. 取締役 井本憲邦氏は、平成27年6月26日開催の第149期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任し、同定時株主総会において新たに取締役に選任され就任しました。
2. 監査役 河村 博氏は、平成27年6月26日開催の第149期定時株主総会において新たに監査役に選任され就任しました。
3. 取締役 井本憲邦氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 木藤繁夫氏及び河村 博氏は、社外監査役であります。
5. 当社は、社外役員全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1)	119,076千円 (4,920)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	23,150 (10,400)
合 計	9	142,226

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第143期定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第143期定時株主総会において年額2千7百万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額13,770千円（取締役5名分11,050千円（うち社外取締役1名分490千円）、監査役3名分2,720千円（うち社外監査役2名分1,090千円））が含まれております。
4. 報酬等の額には、役員賞与の当期算入額33,550千円（取締役5名分31,240千円（うち社外取締役1名分650千円）、監査役3名分2,310千円（うち社外監査役2名分1,270千円））が含まれております。
5. 平成27年6月26日開催の第149期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し取締役に就任した井本憲邦氏については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記総額と員数に含めています。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役木藤繁夫氏は、森ビル株式会社及び東海旅客鉄道株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役河村 博氏は、旭硝子株式会社の社外監査役及び同志社大学法学部教授を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役井本憲邦氏は、平成27年6月26日に監査役を退任するまで当期に開催した取締役会1回、監査役会3回の全てに出席し、また、平成27年6月26日に取締役に就任以降、当期に開催した取締役会6回の全てに出席いたしました。同氏は、取締役会および監査役会において議案の審議に関して必要な発言を適宜行いました。

社外監査役木藤繁夫氏は、当期に開催した取締役会7回、監査役会10回の全てに出席し、議案の審議に関して必要な発言を適宜行いました。

社外監査役河村 博氏は、平成27年6月26日に監査役に就任以降、当期に開催した取締役会6回、監査役会7回の全てに出席し、議案の審議に関して必要な発言を適宜行いました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうちアイアイダブリュー・エンジニアリング・カンパニー・センディリアン・パハード及びアイアイダブリュー・シンガポール・プライベート・リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 監査役会は、前事業年度の会計監査人の監査実績、当事業年度の監査体制・監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠・算定内容の適切性・妥当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項及び第2項の同意をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。監査役会は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組み及び当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが適当であると判断しました。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、「企業行動規範」を制定し、取締役・使用人は、この規範に従って行動することとし、それに加えてコンプライアンスを経営の基本方針として定める「コンプライアンス基本規程」を制定し、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを徹底いたします。また、コンプライアンスに関する研修等を実施し、取締役・使用人を参加させるとともに、内部監査や、通報者保護を徹底した内部通報制度の運用を通じて、未然に法令・定款違反を防止いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」を制定し、取締役の職務執行や使用人の業務執行に係る情報を適切に保存・管理するとともに、取締役会や役員会等の経営に関する諸会議の議事録の作成・保存を徹底いたします。取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、「リスク管理規程」を制定し、それを適切に運用するとともに、リスクをトータルかつ適切に認識・評価し、リスクの影響及び発生可能性を勘案して、対応すべきリスクの優先順位を決定し、内部統制システムを適時・適切に見直すことといたします。全社的なリスク管理を統括する部署は、リスク管理委員会とします。また、取締役会において、部、事業部ごとにリスク管理の責任者となる取締役を定めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制については、取締役・使用人が共有する全社的な目標を定め、その浸透を図ると共に、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、①で定める「企業行動規範」及び「コンプライアンス基本規程」を子会社の取締役・使用人にも適用し、子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを徹底いたします。

子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、③で定める「リスク管理規程」において、子会社の損失の危険をその対象に含めて管理いたします。

子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制については、当社が子会社取締役から業務内容の定期的な報告を受け、必要に応じて経営指導を行い、重要案件については事前協議を行うことにより、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保いたします。

子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制については、「関係会社管理規程」を定め、取締役会への報告体制を確立することといたします。

その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制については、当社及び子会社それぞれに、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を負う取締役を任命すると共に、当社経営管理部において、グループ横断的にそれらを管理、推進することといたします。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合には、取締役会において補助使用人の設置の必要性を検討したうえで、その人数、地位（役職のレベル）、専属とするか兼任とするか、補助すべき期間等の事項を定めて、その職にあてることといたします。

補助使用人の取締役からの独立性の確保については、補助使用人の報酬の変更または人事異動については監査役会の同意があるものといたします。

補助使用人に対する指示の実効性の確保については、補助すべき期間（兼任の場合は、補助業務時間中）は、専任の係員として監査役の指示に従うこととし、取締役からの指示は一切受けないことといたします。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制については、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告するものとし、それ以外に法令・定款違反の事実やそのおそれがある場合は、早急にそれを認識した取締役が監査役に報告することとします。

使用人がそれらの情報を得たときには、早急に業務報告経路か、内部通報制度を使って取締役に報告するものとし、それを取締役が監査役に報告するものとします。

また、その他経営に関する重要な事項について、取締役が監査役に随時報告することとします。それに加えて、定期的に内部通報制度の運用状況や通報内容などについて取締役が監査役に報告するとともに、取締役と監査役との意見交換会を行い、経営に関する情報を相互に共有いたします。

- ⑧ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制については、「関係会社管理規程」に基づき当社経営管理部長が子会社からの報告を取りまとめ、取締役会に報告することを通して当社の監査役に報告するものといたします。また、内部通報制度の対象に子会社使用人を加え、子会社使用人は、業務報告経路か内部通報制度を使って当社担当部署に報告できるものとし、それを当社取締役が当社監査役に報告するものとします。

- ⑨ 監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制については、当該報告を理由とした不利な取扱いは一切行わないこととし、その旨を当社及び子会社において周知徹底いたします。また、「内部通報規程」に、通報したことを理由として解雇等の不利な取扱いを行うことを禁ずる旨を明記いたします。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項については、監査役がその職務の執行について、当社に対して、会社法第388条に基づく費用の前払の請求等をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することといたします。

その他、監査役職務の監査が実効的に行われることを担保するために、監査役が経営に関する各種会議に出席し、稟議書等の社内文書や各種会議の議事録の閲覧が自由にできるように配慮いたします。また、取締役と監査役との意見交換会を行い、経営に関する情報を相互に共有いたします。それに加えて、外部の弁護士との面談、公認会計士との意見交換、内部監査室との連携等を通じて、監査役が的確に情報を把握し監査できるようにいたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 年1回全従業員を対象にコンプライアンス研修を実施し、冊子を配布して、「企業行動規範」、「コンプライアンス基本規程」、内部通報制度（ヘルプライン）等の周知徹底を図る他、社内規程を社内イントラネットに掲示し、全従業員が常時閲覧できるようにする等コンプライアンス体制の構築・運用に努めております。
- ② リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会において、コンプライアンス、不正、財務報告、情報システム等に関する様々なリスクの分析、評価を行い、その結果を取締役に報告しており、取締役会は適切にリスクのモニタリングを実施しております。
- ③ 中期経営計画及び年度計画を策定し、明確な事業方針のもと、効率的な事業運営を行っております。

- ④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を適切に構築・運用しております。
- ⑤ 監査役及び監査役会は、補助使用人を置くことを求めませんでしたが、経営管理部、内部監査室及び会計監査人との連携により監査情報の収集は適切になされており、監査の実効性は確保されております。
- ⑥ その他、当社の内部統制システムは(1)の決定内容に従い、適切に運用されております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,137,314	流 動 負 債	5,148,538
現金及び預金	1,723,330	支払手形	981,941
受取手形	14,790	買掛金	726,470
売掛金	4,220,162	短期借入金	2,200,000
商品及び製品	221	未払金	256,485
原材料及び貯蔵品	1,692	未払法人税等	78,103
仕掛品	1,093,094	前受金	655,947
前渡金	10,543	賞与引当金	85,114
繰延税金資産	53,808	製品保証引当金	78,137
その他の流動資産	20,771	関係会社整理損失引当金	800
貸倒引当金	△1,100	工事損失引当金	27,819
		その他の流動負債	57,720
固 定 資 産	11,259,468	固 定 負 債	4,449,605
有 形 固 定 資 産	9,065,354	役員退職慰労引当金	236,190
建物	6,793,825	退職給付に係る負債	480,531
構築物	118,322	繰延税金負債	794,562
機械装置	106,669	預り保証金	2,938,321
土地	2,017,038	負 債 合 計	9,598,144
建設仮勘定	8,964	純 資 産 の 部	
その他の有形固定資産	20,534	株 主 資 本	8,539,850
無 形 固 定 資 産	33,735	資 本 金	1,892,000
投資その他の資産	2,160,378	資 本 剰 余 金	1,390,995
投資有価証券	1,283,360	利 益 剰 余 金	5,419,064
長期前払費用	11,887	自 己 株 式	△162,209
その他の投資	871,791	その他の包括利益累計額	258,788
貸倒引当金	△6,660	その他有価証券評価差額金	298,170
		為替換算調整勘定	△39,382
資 産 合 計	18,396,783	純 資 産 合 計	8,798,639
		負 債 純 資 産 合 計	18,396,783

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4 月 1 日)
(至 平成28年 3 月 31 日)

(単位 千円)

売 上 高		11,721,944
売 上 原 価		10,263,368
売 上 総 利 益		1,458,575
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,215,547
営 業 利 益		243,028
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	47,068	
雑 収 益	11,746	58,815
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,689	
雑 損 失	104,085	140,774
経 常 利 益		161,068
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	15,117	15,117
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	625	
損 害 賠 償 金	118,251	118,876
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		57,309
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	167,103	
法 人 税 等 調 整 額	42,130	209,233
当 期 純 損 失		151,924
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		151,924

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,892,000	1,390,995	5,755,322	△162,018	8,876,300
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△184,333		△184,333
親会社株主に帰属する当期純損失			△151,924		△151,924
自 己 株 式 の 取 得				△191	△191
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△336,257	△191	△336,449
当 期 末 残 高	1,892,000	1,390,995	5,419,064	△162,209	8,539,850

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	564,063	24,054	588,117	9,464,417
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△184,333
親会社株主に帰属する当期純損失				△151,924
自 己 株 式 の 取 得				△191
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△265,892	△63,436	△329,329	△329,329
当 期 変 動 額 合 計	△265,892	△63,436	△329,329	△665,778
当 期 末 残 高	298,170	△39,382	258,788	8,798,639

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	3社
主要な連結子会社の名称	アイアイダブリュー・エンジニアリング・カンパニー・センディリアン・パハード アイアイダブリュー・シンガポール・プライベート・リミテッド アイアイダブリュー・タイ・カンパニー・リミテッド

当連結会計年度においてイシイプラント建設㈱は、当社と合併したことにより、連結の範囲から除外いたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称	エーアイ・エンジニアリング㈱ アイアイダブリュー・エスケーエス・ジョイントベンチャー・センディリアン・パハード
----------	--

持分法を適用しない理由 当期純損益及び利益剰余金のうち、当社の持分に見合う額がそれぞれ小規模であり、全体としても当期連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は1月31日であり、連結決算日と異なっております。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定)
- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 原 材 料 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- 仕 掛 品 個別法による原価法

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

但し、不動産事業及び平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4～50年
構築物	8～50年
機械装置	8～17年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

④ 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

製品保証引当金

売上引渡済製品等に対する補償の費用に備えるため、個別の発生見込額を計上しております。

関係会社整理損失引当金

関係会社を整理するにあたり、当社グループが負担すべき費用見積額を計上しております。

工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末の未引渡工事のうち損失が発生すると見込まれ、かつ、その損失額を合理的に見積もることができる工事について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内部規定に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務額（簡便法により計算）を計上しております。

⑥ 収益の計上基準

イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ その他の工事

工事完成基準

⑦ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社における決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑧ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

⑨ 追加情報(法人税率変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の32.30%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。この税率変更により、繰延税金資産は10,581千円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。また、繰延税金負債は51,789千円減少し、法人税等調整額は45,148千円減少し、その他有価証券評価差額金は6,640千円増加しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「その他の流動負債」に含めておりました「未払金」(前連結会計年度83,274千円)については、重要性が増したため区分掲記しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,881,089千円であります。

(2) 担保に供している資産

貸出コミットメント契約に係る総コミット金額4,000,000千円の担保に供しているものは次のとおりであります。

建	物	304,659千円
土	地	515千円
計		305,174千円
(担保されている債務)		
短期借入金		2,200,000千円

(3) 保証債務

Brunei Shell Petroleum Company SDN BHD	132,243千円
(契約履行保証)	(1,585千ブルネイドル)

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	37,840,000	—	—	37,840,000
合計	37,840,000	—	—	37,840,000

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	184,333	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	184,328	5.00	平成28年3月31日	平成28年6月29日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして必要な資金を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部、外貨建ての債務については、為替の変動リスクに晒されております。

借入金の使途は、主として営業取引に係る資金調達であります。

長期預り保証金は、不動産事業に係る敷金及び建設協力金であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理要領に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券は、定期的の時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

iii. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2.参照)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(I) 現金及び預金	1,723,330	1,723,330	—
(II) 受取手形及び売掛金	4,234,952	4,234,952	—
(III) 投資有価証券	1,200,017	1,200,017	—
(IV) 支払手形及び買掛金	(1,708,412)	(1,708,412)	—
(V) 短期借入金	(2,200,000)	(2,200,000)	—
(VI) 未払法人税等	(78,103)	(78,103)	—
(VII) 預り保証金	(2,938,321)	(2,822,915)	△115,406

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(I) 現金及び預金、(II) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(III) 投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格によっております。

なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

	種類	取得原価(千円)	連結貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	653,891	1,097,921	444,029
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	126,919	102,095	△24,823
	合計	780,811	1,200,017	419,205

(IV) 支払手形及び買掛金、(V) 短期借入金及び(VI) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(VII) 預り保証金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(千円)
非 上 場 株 式	83,343

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(III)投資有価証券には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区 分	1年以内(千円)
現 金 及 び 預 金	1,712,606
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,234,952
合 計	5,947,559

(注) 4. 預り保証金の連結決算日後の返済予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超2年内 (千円)	2年超3年内 (千円)	3年超4年内 (千円)	4年超5年内 (千円)	5年超 (千円)
預り保証金	217,088	173,993	168,158	167,388	185,859	2,273,451

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用住居（土地を含む）及び事業用建物（土地を含む）を有しております。平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は872,777千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価 （千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
7,695,415	158,493	7,853,908	23,946,847

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額は、主に賃貸用不動産の取得によるものであります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、重要性が少ないことから社内で定めた一定の評価基準に基づき自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	238.67円
1株当たり当期純損失	4.12円

9. 後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

貸出コミットメント契約

当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットの総額	4,000,000千円
貸出実行残高	2,200,000千円
未実行残高	1,800,000千円

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 石井 鐵 工 所
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 一 生 (印)
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 山 本 秀 仁 (印)
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 鳥 羽 正 浩 (印)
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社石井鐵工所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社石井鐵工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,901,626	流 動 負 債	4,975,509
現金及び預金	1,474,574	支払手形	981,941
受取手形	14,790	買掛金	562,957
売掛金	4,586,085	短期借入金	2,200,000
商品及び製品	221	未払金	252,565
原材料及び貯蔵品	1,692	未払法人税等	78,103
仕掛品	1,093,094	前受金	655,947
前渡金	9,668	賞与引当金	85,114
繰延税金資産	61,631	製品保証引当金	102,706
その他の流動資産	21,969	関係会社整理損失引当金	2,240
貸倒引当金	△362,100	工事損失引当金	716
		その他の流動負債	53,216
固 定 資 産	11,795,622	固 定 負 債	4,449,605
有 形 固 定 資 産	9,600,239	役員退職慰労引当金	236,190
建物	6,774,845	退職給付引当金	480,531
構築物	118,322	繰延税金負債	794,562
機械装置	106,669	預り保証金	2,938,321
土地	2,571,611	負 債 合 計	9,425,115
建設仮勘定	8,964	純 資 産 の 部	
その他の有形固定資産	19,826	株 主 資 本	8,973,963
無 形 固 定 資 産	33,735	資 本 金	1,892,000
投 資 其 他 の 資 産	2,161,647	資 本 剰 余 金	1,390,995
投資有価証券	1,272,988	資 本 準 備 金	1,390,995
関係会社株式	11,641	利 益 剰 余 金	5,853,176
長期前払費用	11,887	利 益 準 備 金	473,000
事業保険積立金	759,043	その他利益剰余金	5,380,176
その他の投資	143,300	特別償却準備金	58,925
貸倒引当金	△37,212	固定資産圧縮積立金	1,819,053
		別 途 積 立 金	207,500
資 産 合 計	18,697,249	繰越利益剰余金	3,294,698
		自 己 株 式	△162,209
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	298,170
		その他有価証券評価差額金	298,170
		純 資 産 合 計	9,272,134
		負 債 純 資 産 合 計	18,697,249

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位 千円)

売 上 高		8,606,509
売 上 原 価		6,902,018
売 上 総 利 益		1,704,490
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,434,466
営 業 利 益		270,023
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	45,273	
雑 収 益	15,740	61,013
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,177	
雑 損 失	240,089	276,267
経 常 利 益		54,769
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	15,117	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	152,797	167,915
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	337	
合 併 に 伴 う 未 実 現 利 益 修 正 損	394,882	
損 害 賠 償 金	118,251	513,470
税 引 前 当 期 純 損 失		290,785
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	165,144	
法 人 税 等 調 整 額	△69,914	95,229
当 期 純 損 失		386,014

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位 千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			その他利益剰余金		利益剰余金計 合
		資本準備金	利益準備金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,892,000	1,390,995	473,000	59,707	1,813,253	207,500	3,870,063	6,423,525
当 期 変 動 額								
特別償却準備金の積立				7,909			△7,909	—
実効税率変更に伴う特別償却準備金の増加				1,166			△1,166	—
特別償却準備金の取崩				△9,857			9,857	—
実効税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加					43,781		△43,781	—
固定資産圧縮積立金の取崩					△37,982		37,982	—
剰 余 金 の 配 当							△184,333	△184,333
当 期 純 損 失							△386,014	△386,014
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△782	5,799	—	△575,365	△570,348
当 期 末 残 高	1,892,000	1,390,995	473,000	58,925	1,819,053	207,500	3,294,698	5,853,176

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 計 合
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△162,018	9,544,503	564,063	10,108,566
当 期 変 動 額				
特別償却準備金の積立		—		—
実効税率変更に伴う特別償却準備金の増加		—		—
特別償却準備金の取崩		—		—
実効税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加		—		—
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
剰 余 金 の 配 当		△184,333		△184,333
当 期 純 損 失		△386,014		△386,014
自 己 株 式 の 取 得	△191	△191		△191
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△265,892	△265,892
当 期 変 動 額 合 計	△191	△570,539	△265,892	△836,432
当 期 末 残 高	△162,209	8,973,963	298,170	9,272,134

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原 材 料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕 掛 品

個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産

定率法

但し、不動産事業及び平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については定額法

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～50年

構築物 8～50年

機械装置 8～17年

無 形 固 定 資 産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(4) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

製 品 保 証 引 当 金

売上引渡済製品等に対する補償の費用に備えるため、個別の発生見込額を計上しております。

関係会社整理損失引当金

関係会社を整理するにあたり、当社が負担すべき費用見積額を計上しております。

工 事 損 失 引 当 金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末の未引渡工事のうち損失が発生すると見込まれ、かつ、その損失額を合理的に見積もることができる工事について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額(簡便法により計算)を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内部規定に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 収益の計上基準

- イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ロ その他の工事
工事完成基準

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(8) 追加情報（法人税率変更等による影響）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の32.30%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は10,947千円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。また、繰延税金負債は51,789千円減少し、法人税等調整額は45,148千円減少し、その他有価証券評価差額金は6,640千円増加しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において「その他の流動負債」に含めておりました「未払金」（前事業年度76,398千円）については、重要性が増したため区分掲記しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,840,635千円

(2) 担保に供している資産

貸出コミットメント契約に係る総コミット金額4,000,000千円の担保に供しているものは次のとおりです。

建	物	304,659千円
土	地	515千円
計		305,174千円

（担保されている債務）

短期借入金 2,200,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 1,649,818千円

長期金銭債権 30,552千円

(4) 保証債務

Brunei Shell Petroleum Company SDN BHD 132,243千円
（契約履行保証） (1,585千ブルネイドル)

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 1,227,767千円

仕 入 高 19,681千円

販売費及び一般管理費 18,597千円

営業取引以外の取引高

営 業 外 収 益 6,566千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 974,205株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰 延 税 金 資 産

製 品 保 証 引 当 金 31,573千円

賞 与 引 当 金 26,266

未 払 社 会 保 険 料 3,745

未 払 事 業 税 7,965

未 払 事 業 所 税 1,115

貸 倒 引 当 金 122,272

退 職 給 付 引 当 金 147,552

役 員 退 職 慰 労 引 当 金 72,321

投資有価証券評価損 15,582

子 会 社 株 式 評 価 損 19,615

減 損 損 失 41,278

会 員 権 評 価 損 28,054

損 害 賠 償 金 未 払 額 36,492

合併に伴う未実現利益修正損 120,912

そ の 他 7,824

繰延税金資産小計 682,573

評価性引当額 △464,838

繰延税金資産合計 217,734

繰 延 税 金 負 債

固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 803,208千円

特 別 償 却 準 備 金 26,119

その他有価証券評価差額金 121,034

そ の 他 302

繰延税金負債合計 950,665

繰延税金負債の純額 732,931

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種 類	名 称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	イシイプラント建設㈱ (注)1	直接 100%	土 地 建 物 の 賃 貸 役 員 の 兼 任	利息の受取 (注)2	1,244千円	—	—
				土地の賃貸 (注)3	5,321千円	—	—
子会社	アイアイダブリュー・シ ンガポール・プライバイ ト・リミテッド	直接 100%	工 事 の 請 負 役 員 の 兼 任	工 事 の 請 負 (注)4	1,142,922千円	売 掛 金	1,580,440千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 平成27年9月1日付で、当社を存続会社とする吸収合併を行いました。
このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
2. 利率は市場金利を勘案して決定しております。
3. 土地の賃貸に関しては、近隣の取引実勢に基づいて、賃貸料金額を決定しております。
4. 工事の請負に関しては、市場価格等を参考に請負金額を決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	251.51円
1株当たり当期純損失	10.47円

9. 後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

貸出コミットメント契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットの総額	4,000,000千円
貸出実行残高	2,200,000千円
未実行残高	1,800,000千円

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 石井鐵工所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 一生 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀仁 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鳥羽 正浩 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社石井鐵工所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第150期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制については、その整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社 石井鐵工所 監査役会

常勤監査役 鈴木 正 則 (印)

社外監査役 木 藤 繁 夫 (印)

社外監査役 河 村 博 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきましては、株主の皆様に対する安定的な利益還元と将来の成長に備えるための内部留保の充実等を総合的に勘案し決定することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額184,328,975円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月29日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、当社株式の投資単位の適正化を図るために株式併合を行うものであります。

2. 併合する株式の種類および割合

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社普通株式について10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、その株式について一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

12,000,000株

5. その他

その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合割合（10分の1）に応じて発行可能株式総数を1億2千万株から1千2百万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。（変更案第6条および第8条）

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」といいます。）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役会決議による重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等所要の変更を行うものであります。（変更案第3条、第19条、第20条第1項、第21条、第22条第1項、第24条、第25条、第28条、現行定款第28条～第35条、変更案第30条～第32条）

(3) 株主の皆様の利便性を高めるため、単元未満株式の買増制度を導入することとし、それに関する規定を新設するものであります。（変更案第9条第4号および第10条）

(4) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第27条第2項の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。（変更案第29条第2項）

(5) その他条数の変更および監査役の責任免除に関する経過措置に係る附則の新設等所要の変更を行うものであります。

なお、変更案第6条および第8条を除く本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第3条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第4条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第二章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億2千万株</u>とする。</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第3条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第4条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第二章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1千2百万株</u>とする。</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第10条～第17条 (条文省略)</p> <p>第四章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第11条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第四章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p>2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>第22条 (条文省略)</p>	<p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して、株主総会の決議によって定めるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第五章 監査役および監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第五章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集手続)</u></p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(効力発生日)</u></p> <p><u>第6条および第8条の変更は、平成28年10月1日をもって、効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、当該変更の効力発生日の経過後これを削除する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第150期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	いし い ひろ じ 石 井 宏 治 (昭和12年3月11日生)	昭和44年12月 当社取締役 昭和48年6月 当社常務取締役 昭和52年3月 当社専務取締役 昭和53年12月 当社取締役副社長 昭和54年1月 当社取締役社長（現職） (重要な兼職の状況) アイアイダブリュー・エンジニアリング・カンパニー・センディリアン・パハード取締役社長 アイアイダブリュー・シンガポール・プライベイト・リミテッド取締役社長	1,051,185株
2	ふじ もと ゆたか 藤 本 豊 (昭和30年5月9日生)	昭和53年4月 株式会社住友銀行（現社名株式会社三井住友銀行）入行 平成18年4月 同行金融商品営業部長 平成19年5月 当社顧問 平成19年6月 当社取締役 当社常務執行役員経営管理部長兼不動産・ガス事業部長 平成20年7月 当社常務取締役経営管理部長兼不動産・ガス事業部長 平成24年4月 当社常務取締役経営管理部長兼不動産事業部長 平成24年7月 当社専務取締役経営管理部長兼不動産事業部長（現職）	35,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	おお やま のぶ かず 大 山 信 一 (昭和22年1月29日生)	昭和44年4月 当社入社 平成12年4月 当社技術部長 平成14年6月 当社取締役 平成15年4月 当社国内事業部副部長 平成16年4月 当社鉄構事業部副事業部長 平成18年7月 当社執行役員鉄構事業部長 平成21年4月 当社執行役員鉄構事業統括本部長 平成24年7月 当社常務取締役鉄構事業統括本部長 平成27年4月 当社常務取締役鉄構事業統括本部担当 (現職)	91,000株
4	いし い ひろ あき 石 井 宏 明 (昭和44年2月20日生)	平成8年4月 清水建設株式会社入社 平成18年5月 当社顧問 平成18年6月 当社取締役 当社執行役員鉄構事業部副事業部長 平成21年4月 当社執行役員鉄構事業統括副本部長兼営業本部長 平成24年7月 当社常務取締役鉄構事業統括副本部長兼営業本部長 平成27年4月 当社常務取締役鉄構事業統括本部長 (現職)	72,360株

(注) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	すずきまさのり 鈴木正則 (昭和22年1月27日生)	昭和45年4月 当社入社 平成15年4月 当社国内事業部購買グループマネージャー 平成18年2月 当社鉄構事業部生産グループマネージャー 平成18年7月 当社理事 平成19年6月 当社常勤監査役(現職)	30,000株
2	いもと のりくに 井本憲邦 (昭和20年8月20日生)	昭和43年4月 昭和電工株式会社入社 平成12年3月 同社取締役 コーポレート・リレーション・センター長兼総務グループ長 平成16年3月 同社常務取締役兼常務執行役員 平成20年1月 同社代表取締役兼専務執行役員 平成23年1月 同社取締役 平成23年3月 同社特別顧問 平成25年6月 当社社外監査役 平成27年6月 当社社外取締役(現職)	4,000株
3	きふじしげお 木藤繁夫 (昭和15年9月29日生)	昭和41年4月 東京地方検察庁検事 平成14年10月 東京高等検察庁検事長 平成15年10月 弁護士登録(現職) 平成15年12月 当社仮監査役 平成16年6月 当社社外監査役(現職) (重要な兼職の状況) 森ビル株式会社社外監査役 東海旅客鉄道株式会社社外監査役	21,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
4	かわむらひろし 河村博 (昭和27年1月16日生)	昭和52年4月 東京地方検察庁検事 平成20年7月 最高検察庁公判部長 平成21年1月 千葉地方検察庁検事正 平成22年4月 横浜地方検察庁検事正 平成24年1月 札幌高等検察庁検事長 平成26年1月 名古屋高等検察庁検事長 平成27年3月 旭硝子株式会社社外監査役 (現職) 平成27年4月 同志社大学法学部教授 (現職) 平成27年6月 当社社外監査役 (現職) (重要な兼職の状況) 旭硝子株式会社社外監査役 同志社大学法学部教授	1,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 井本憲邦氏、木藤繁夫氏および河村 博氏は、社外取締役候補者であります。
3. 井本憲邦氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
井本憲邦氏につきましては、他社の代表取締役等を歴任された経験を生かして、幅広い見地から当社の経営全般に関し、適切な指導および助言をいただけるものと判断したことから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 井本憲邦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 木藤繁夫氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
木藤繁夫氏につきましては、同氏は第3号議案「定款一部変更の件」の効力発生をもって監査役を退任されますが、これまで当社の社外監査役としてその職責を十分果たしていただいたことと、今後も検事および弁護士としての豊富な知識経験に鑑み、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスの充実強化等に関し適切な指導および助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
6. 河村 博氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
河村 博氏につきましては、同氏は第3号議案「定款一部変更の件」の効力発生をもって監査役を退任されますが、これまで当社の社外監査役としてその職責を十分果たしていただいたことと、今後も検事および大学教授としての豊富な知識経験に鑑み、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスの充実強化等に関し適切な指導および助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

7. 鈴木正則氏と当社は、同氏が選任された場合、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、定款の定めに基づき損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
井本憲邦氏、木藤繁夫氏および河村 博氏と当社は、定款の定めに基づき損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、3氏が選任された場合、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
8. 当社は、井本憲邦氏、木藤繁夫氏および河村 博氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行っており、各氏が選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成21年6月26日開催の第143期定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を昨今の経済情勢その他諸般の事情を総合的に勘案いたしまして、年額2億円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第3号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

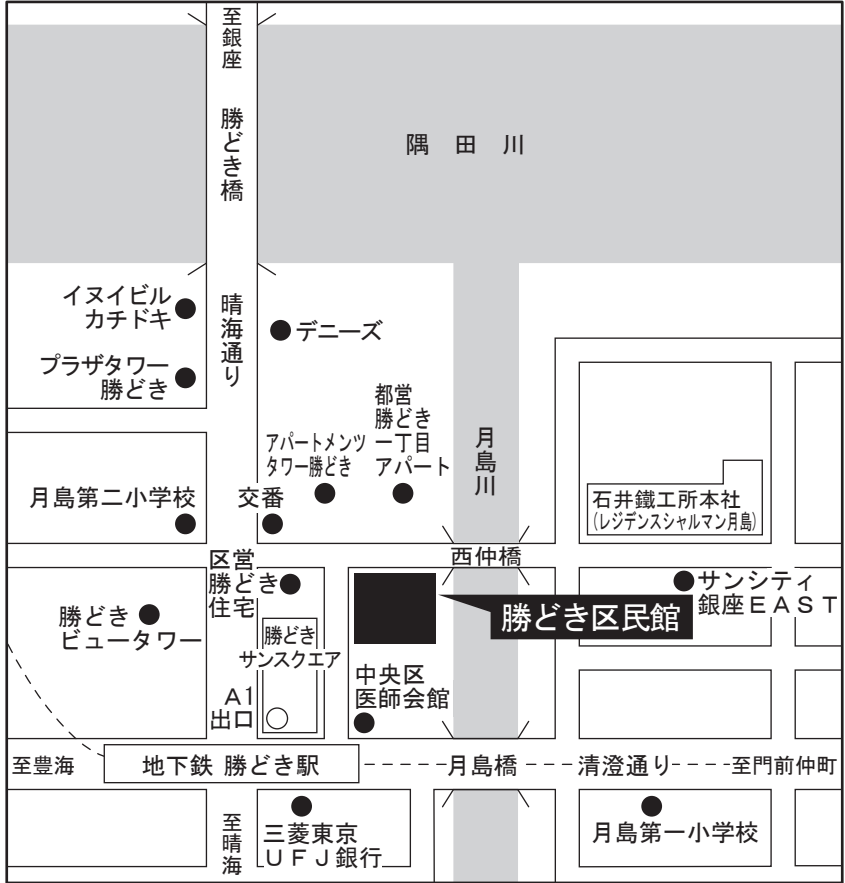
つきましては、監査等委員の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額4千万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第3号議案「定款一部変更の件」および第5号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

以上

会場ご案内



都営地下鉄大江戸線・勝どき駅下車A1出口より徒歩1分

会場 東京都中央区勝どき一丁目5番1号
中央区立勝どき区民館1階